

## 【通所型サービスQ&amp;A】

	質問等	回答	作成月
指定関連 1	「通所介護サービス」と「ふれあいサービス」は、事業所内又は単位内における利用定員や単位内におけるサービス提供時間の差異等によって指定されるものか。また、既存の介護予防通所介護事業所は「通所介護サービス」に移行するという理解でよいか。	「ふれあいサービス」は、人員の配置基準を緩和し、事業所が少人数でもサービス提供を可能とするもので、現行の介護予防通所介護とは、異なるサービスとなり新たに指定が必要となります。 また、H27年3月31日までに介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業所の指定を受けた事業所については、指定事務の負担軽減を図るために通所介護サービス事業所の指定を受けているものとみなします。	平成29年 1月
指定関連 2	実施時間が3時間10分の午前・午後の2回転型、利用定員1単位20名(1日40名)の通常事業所規模の指定(介護予防)通所介護事業所の場合、総合事業移行後は「通所介護サービス」に該当すると考えてよいか。	お見込みのとおりです。	平成29年 1月
指定関連 3	「通所介護サービス」の人員基準等の配置要件は、必ずしも常勤専従や専従である必要はないと考えるが、「旧介護予防通所介護と同程度」との記載があるため、現行と同様に管理者や生活相談員は兼務可能と考えてよいか。	お見込みの通りです。 業務の支障のない範囲で兼務可能で、現行と同等の基準となります。	平成29年 1月
指定関連 4	「ふれあいサービス」では利用定員は現行と同じでしょうか。また利用者数によって人員基準は変わるのでしょうか。	利用定員は10人以下です。利用者数によって人員基準に変更はありません。	平成29年 1月
指定関連 5	「通所介護サービス」の指定を受けている状態で「ふれあいサービス」の指定を受ける事は可能か。 また、「ふれあいサービス」の指定を受けるにはどのような手順を踏めばよいか。	「通所介護サービス」と「ふれあいサービス」を同一時間帯に同一場所で実施することはできません。同じ場所でも実施時間が違う場合は実施できます。また、実施時間が同じで、同一建物内であっても、実施場所が別であれば実施できます。 指定を受けるにあたっては、29年1月以降に指定事業所の募集を行います。後日、指定要件について提示いたします。	平成29年 1月
指定関連 6	「通所介護サービス」と「ふれあいサービス」を併用するとして建物や設備は別にしなくてはならないのか。		
指定関連 7	「ふれあいサービス」のサービス提供者の想定に整骨院等と具体的にありましたが、「ふれあいサービス」の指定は整骨院を優先的に行っていくという方針なのか。	あくまで例示のため、「ふれあいサービス」の指定に優先の基準はありません。	平成29年 1月
指定関連 8	「ふれあいサービス」では外勤は誰が行うのか。外勤を行う者とは別に施設に最低限3人の配置が必要という事か。	外勤するものについては基準による定めはありません。	平成29年 1月
指定関連 9	人員や設備の基準を緩和している状態で外勤含め事務関係の業務は現行と全く変わらないように感じる。 利用者の管理の面など書類関係の所も少し緩和するべきではないか。	必要書類については、「通所介護サービス」に準じて行います。	平成29年 1月

	質問等	回答	作成月
指定関連 10	総合事業ふれあいサービスでは人員基準において資格要件がなく、適切なサービス提供ができるのか。	ふれあいサービスについては、人員基準に機能訓練指導員を1以上配置することになっています。機能訓練指導員は「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の通所介護の人員基準に準じ「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」です。	平成29年 4月
指定関連 11	総合事業の通所介護サービスの基準として、サービスの提供時間は決まっているか。	総合事業の通所介護サービスは、これまでの介護予防通所介護と同様のサービスとし、提供時間については特に規定していません。厚生労働省発出平成18年4月改定関係Q&Aの間9によれば「介護予防通所介護に係る介護報酬は包括化されていることから、事業者が、個々の利用者の希望、心身の状態等を踏まえ、利用者に対してわかりやすく説明し、その同意が得られれば、提供回数、提供時間について自由に設定を行うことが可能」とされています。自立支援に向け個々の利用者の目標を達成するのに必要なサービス提供となるよう適切に設定してください。	<b>NEW</b> 平成30年 2月
請求関連 1	厚生労働省発出平成18年4月改定関係Q&Aの問い16によれば、「送迎・入浴については、基本単位の中に算定されている(中略)ただし、利用者の希望がなく送迎・入浴サービスを提供しなかったからといって減算することは考えていない」との事であるが、貴市における案のうち、「通所介護サービス」においては、入浴・送迎・入浴及び送迎のサービス提供の有無によって基本報酬単価に差異がある点について理由は何か。	介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインにおいて、サービスの内容等に応じて市町村が単価・利用者負担割合を設定することとなり、また、現行の介護予防通所介護に相当するサービスの単価等は、国の定める額を上限として定めることとなっています。帯広市の総合事業は要支援者等の選択できるサービスや支援の充実を図ることを目的としており、サービス提供や利用状況から利用しやすいサービスとなるよう、国の単価を基準に定めています。	平成29年 1月
請求関連 2	「ふれあいサービス」ではサービス提供時間の基準とそれに対する報酬の変動は有るのか。	サービス提供時間の基準はありませんので、提供時間による報酬の変動はありません。	平成29年 1月
請求関連 3	前述に引き続き、機能訓練を重視したいいわゆる“小規模”の既存介護予防通所介護においては、入浴に適した浴室及び脱衣室を設けていない事業所が大半と预料される。貴市の案通り施行された場合、これらの事業所は、1人あたり4,000円ないし2,000円の減収が見込まれることから、充実した介護サービスの提供が困難を極める。既存の予防通所介護運動器機能向上加算のかさ上げ等による独自補填対策は考慮されないものか。	提供されるサービスの内容から単価設定しているため、現行の加算以外の設定は考えておりません。	平成29年 1月
請求関連 4	基本報酬の単価について月額報酬という事ですが、入浴についてプランに位置付けられていて、本人の都合により入浴が実施されなかった場合(風邪など)は、一度でも(案)にある入浴無し報酬単価になるのか。	介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)に位置づけられた利用内容によって報酬が決められます。	平成29年 1月

	質問等	回答	作成月
請求関連 5	加算・減算について、現行介護予防通所介護と同様とありますが、通所介護同一建物減算の取り扱いについては基本報酬単価との兼ね合いはどのように取り扱うべきか。	通所介護同一建物減算の対象となる場合の基本単価については、送迎ありの単価となります。	平成29年 1月
請求関連 6	基本単価の部分で、要支援1 要支援2の単価はあるが、基本チェックリストでの対象者に対してはどのようになるのか。	総合事業における「事業対象者」については、基本は要支援1の単価になります。	平成29年 1月
請求関連 7	要支援の方の月額利用料金は定額となっており、入浴、送迎共に減算はありませんが、総合事業に移行された後、入浴無し、送迎無しの場合は減算となっています。これは1回でも実行されれば減算対象となるのでしょうか。例えば、入浴、送迎共に月に何回か実施した場合の単位数はどうなるのでしょうか。	介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)に位置づけられた利用内容で報酬が決められます。 (請求関連 3 と同じ)	平成29年 1月
請求関連 8	通所介護サービスのケアプランについて、 ①最初の利用は入浴ありだったがたまたま体調不良で利用せず、その後入院となった場合。入浴ありは1週間しか利用しなかった場合の算定について。 ②最初は入浴なしだった人が、途中でプランを変更し入浴ありとした場合の算定。	①最初の月は介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)に基づいて算定します。入院の時点で中止となります。 ②月末の介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)に合わせます。	平成29年 4月
請求関連 9	総合事業通所介護サービスの入浴や送迎の加算は、利用回数を合致させるのか、月額の料金とするのか。	加算方式ではなく、月額報酬になります。	平成29年 4月
請求関連 10	総合事業通所介護サービスの入浴ありや送迎ありの算定は月に一度でも利用したら加算をつけるのか。	当初の介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)に位置づけた報酬を算定することになります。	平成29年 4月
請求関連 11	途中でサービス内容(入浴・送迎の有無の変更)に変更があった場合のどのように算定すればよいか。	月末時点の介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)で算定してください。	平成29年 8月
サービス 利用関連 1	現時点では「通所介護サービス」と「ふれあいサービス」のサービス利用者の割合はどの程度を想定しているのか。	「通所介護サービス」と「ふれあいサービス」は異なるサービスと考えています。「ふれあいサービス」は少人数で短時間なら通えるというような、閉じこもりがちな高齢者の社会参加の機会を設けるという目的のものです。事業所の数や定員等により利用者数が左右されますので、現時点で提示できるものではありません。	平成29年 1月
介護予防 ケアマネ ジメント 1	サービスの提供の頻度についてケアプランに基づく利用で週1～2回程度とあるが、プランに位置付けられている場合は、それ以上の回数でも可という解釈でよろしいか。	お見込みのとおりです。	平成29年 1月

	質問等	回答	作成月
介護予防 ケアマネ ジメント 2	介護予防ケアマネジメントにおけるケアプランの作成について、総合事業通所介護サービスで入浴・送迎の有無で単位数が変更になる場合は、軽微な変更という取扱いでよいか。(入浴や送迎の必要性はケアプランに記載が必要か)	入浴や送迎を含めて通所介護サービスとなるため、入浴・送迎のサービス内容の変更は、軽微な変更とはなりません。また、その必要性や実施方法、回数は介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)に記載が必要です。	平成29年 8月